

大分県家畜伝染病緊急支援資金利子補給等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、家畜伝染病が県内や隣県で発生した場合に県内の畜産農家の事業継続を支援することを目的として、大分県家畜伝染病緊急支援資金融通措置要綱（平成23年4月1日団指金第2348号。以下「措置要綱」という。）に規定する家畜伝染病緊急支援資金の貸付けを行う措置要綱第3に掲げる融資機関に対し、利子補給補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(利子補給率)

第2条 この補助金の利子補給率は、措置要綱第5の1に定める貸付利率とする。

(利子補給契約)

第3条 この補助金については、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給等補助金の額)

第4条 この補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの間における貸付額に融資期間を乗じて年間の日数で除して得た金額に対し、第2条に規定する利子補給率を乗じた額とする。

(補助金の交付申請並びに実績報告)

第5条 規則第3条第1項及び第12条の規定による交付申請並びに実績報告は、補助金交付申請並びに実績報告書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 家畜伝染病緊急支援資金貸付及び利子補給実績書（第2号様式）

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第1項第3号及び第2項第1号から第6号までに掲げる事項とする。

(申請書並びに実績報告書の提出期限)

第6条 規則第3条第1項及び第12条の規定により提出する補助金交付申請書並びに実績報告書の提出期限は、1月31日までとする。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、常に利子補給にかかる貸付債務の保全に必要な注意を払うこと。

(2) その他規則、措置要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定の通知並びに補助金の額の確定通知)

第8条 規則第6条及び第13条の規定による通知は、補助金の交付決定通知書並びに額の確定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定通知並びに額の確定通知を受けたものが、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。